

卸売市場法改正による さいたま市食肉中央卸売市場の遵守事項（その他の取引ルール）について

No.	項目	遵守すべき内容		理由
1	第三者販売		・卸売業者は、市場における卸売の業務については、売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。	・生鮮食品を取り扱うには専門知識の外、信用・資力も必要とされるため。
2	商物分離	せり・入札の規制	・卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。	・上場する商品を直接見て評価することとしたため。
3	自己買受		・卸売業者は、卸売の業務を行う市場においてその許可に係る取扱品目の物品について卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。	・市場における恣意的な価格操作の防止、公平公正な取引の適正化に資するため。
4	休開場日	開場の期日	・次に掲げる休日を除き、毎日開場する。 ①日曜日・土曜日・祝日 ②12月29日から翌年1月3日まで ・市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要があると認めるときは、休日に開場日を定めることができる。	・安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。
		市場休業日	・市長は、出荷者及び消費者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。	
5	卸売業者の許可	許可の基準等	・卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ・以下に該当する場合は許可しない。 ①法人でないとき。 ②許可取消から3年以内であるとき。 ③役員に破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいるとき。 ④適確に卸売の業務を遂行できる知識・経験がないと認められるとき。 ⑤純資産額が基準額未満であるとき。 ⑥卸売業者数が、許可を出すことにより1者を超えるとき。	・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。
		純資産額の報告	・卸売業者は、定期に純資産額の報告を行わなければならない。	

No.	項目	遵守すべき内容		理由
6	卸売業者の事業報告書の提出	報告書の作成 ・提出期限	・卸売業者は事業報告書を作成し、毎事業年度終了後90日以内に市長に提出しなければならない。	・卸売業者の財務の状況等を把握するため。
7	せり人の登録等	せり人の申請 ・登録	・卸売業者は自らせり人にしようとする者を選任し、市長に申請し登録を受けなければならない。	・せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
		登録証の携帯等	・せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定める腕章を着用しなければならない。	
8	売買参加者の承認	承認の基準等	<p>・売買参加者になろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>・以下に該当する場合は承認しない。</p> <p>① 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。</p> <p>② 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>③ 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>④ 申請者が承認の取消しを受け、その取消しの日から起算をして1年を経過しない者であるとき。</p>	・市場における取引の専門性を考慮して、取引の秩序を維持するため。
9	卸売の記録の提出	販売原票の作成	・卸売業者は、取扱物品を卸売したときは、速やかに種類、品種又は性別、産地、等級、数量、単価及び出荷者並びに売買参加者を記載した販売原票を作成しなければならない。	・取引状況把握のため。
10	売買取引の制限	談合その他不正な行為	・市長は、せり売又は入札の場合において、不正又は不当な行為が行われたとき、不当な値段が生じたと認めるとき又は買受代金の支払を怠ったときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。	・市場における公平公正な取引を確保するため。
11	有害物品の売買禁止	売買の禁止等	<p>・市場において、衛生上有害な物品を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>・市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとし、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその撤去を命ずることができる。</p>	・市場における適正な品質管理を確保するため。

No.	項目	遵守すべき内容		理由
12	売買取引の結果等の市長への報告等	予定数量等	<p>・卸売業者は、以下の事項について市長に報告しなければならない。</p> <p>毎開場日①卸売予定数量（品目ごと・主要な産地） ②卸売数量（品目ごと・主要な産地・卸売価格）</p> <p>毎月①品目ごとの数量・卸売金額 ②奨励金等の交付先・交付額</p>	<p>・取引状況把握のため。</p>
13	品質管理	物品の品質管理の方法	<p>・市長は、取扱品目の部類及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る生鮮食料品等の品質管理の方法として、次に掲げる事項を定める。</p> <p>①施設における生鮮食料品等の取扱品目 ②施設内の設定温度及び温度管理に関する事項 ③品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 ④その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>・卸売業者、その他の市場関係者は、市長が定める方法により、生鮮食料品等の品質の管理を行わなければならない。</p>	<p>・市場における適正な品質管理を確保するため。</p>